

俵津地区防災計画

令和5年3月

俵津自主防災クラブ

目次

1. 俵津地区防災計画の位置づけ	1
(1) 計画の目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画の対象範囲.....	1
(4) 対象とする災害	1
2. 基本的な考え方	2
(1) 計画の目標.....	2
3. 地区の特性	3
(1) 地区の概況.....	3
(2) 地区の災害リスク（災害の危険性）	4
4. 地震・津波災害が発生した時の避難のあり方	7
(1) 避難行動の流れ	7
(2) 避難行動別の留意点等	8
5. 平常時の活動	18
(1) 日頃の備え	18
(2) 自主防災組織の役割の周知.....	22
6. わが家の津波避難計画の作成	24
7. 事前復興まちづくり	28
(1) 発災から自宅の再建までの流れ（命が助かった後を考える）	28
(2) 「応急仮設住宅等で生活」の段階における留意事項	29
(3) 「生活を取り戻す」の段階における留意事項	31
8. 計画の見直し等	33
(1) 地区住民への計画の周知	33
(2) 洪水等の災害への対応.....	33

1. 俵津地区防災計画の位置づけ

(1) 計画の目的

俵津地区にも被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨災害等をはじめ、近年、頻発・激甚化する豪雨により、全国各地で災害等が発生している。また、近い将来、確実に発生する南海トラフ地震は、俵津地区に震度 6 強の揺れを引き起こし、集落の広範囲が津波浸水の被害を受ける可能性があるとして示されており、地区住民一人ひとりの命を守るとともに、復旧・復興に向けた備え（事前復興）を進めていく必要がある。

自然災害に対しては、自らの命は自らが守る「自助」を基本として、近所や地域の方々と助け合う「共助」が重要になる。一方で、人口減少や高齢化等が進む中で、地域の防災力の低下が生じている。

そのため、地区住民一人ひとりの防災意識を高め、地区住民が主体となって、災害から命を守ることを考え、実践していくために「俵津地区防災計画」を作成する。

なお、本計画の策定にあたっては、愛媛大学によって開催された「俵津地区事前復興ワークショップ」での意見等を反映させていただいている。

(2) 計画の位置づけ

平成 25 年の災害対策基本法の改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。

本計画は、地区防災計画制度に基づく計画として、西予市地域防災計画に位置付けられている防災・減災に関する取組等と連携して、地区の防災力の向上を図るものである。

(3) 計画の対象範囲

西予市明浜町俵津地区を対象とする。

(4) 対象とする災害

本計画では、風水害や地震・津波等の自然災害を対象とする計画として作成するものであるが、愛媛大学による「俵津地区事前復興ワークショップ」の開催経緯を踏まえ、地震・津波を主眼とした計画とする。

2. 基本的な考え方

(1) 計画の目標

俵津地区の防災・減災の取組においては、地区住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地区のコミュニティを活かした地域防災力の強化等を図ることで、地震・津波等の自然災害から人命を守ることを最優先とし、以下のような目標を掲げる。

地震・津波等の自然災害からの人命の被害“0”をめざす

①地区住民の一人ひとりが、自らの命は自らで守るという「自助」の意識を高める。

住民一人ひとりが、防災・減災に関する意識を高めるとともに、防災訓練への積極的な参加などの行動につなげていき、自ら考え、行動するようになっていく。

②避難行動要支援者等の避難支援に努めるなどの「共助」の意識を高める。

平常時から“隣3軒両隣り”のつきあいを深めていき、災害時等における助け合いの意識を高めていく。

③確実な避難や速やかな復旧・復興等への備えに必要な条件整備を「公助」とともに取組む。

安全な避難路や避難場所の確保、大規模災害が発生した際の速やかな復旧・復興等への備えについて、住民と市が連携・役割分担を図りながら取組んでいく。

④災害から命が助かった後のことを考える「事前復興」の取組を進める。

大規模な災害が発生しても、俵津地区の早期の復旧・復興を実現するため、地域住民が一丸となって事前復興の取組を進める。

3. 地区の特性

(1) 地区の概況

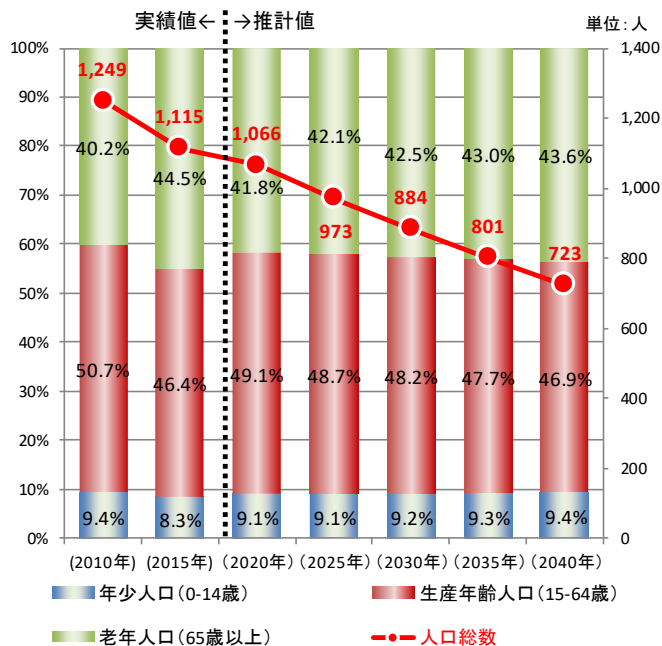
俵津地区は、西予市の南西部に位置し、ミカンの段々畑とリアス式海岸が美しい海辺のまちである。旧明浜町の玄関口にあり、南は宇和海に面し、北は野福峠を境に宇和町に、東は小大崎鼻を境に宇和島市吉田町に接している。



人口総数及び年齢層別構成比 09.俵津地区

人口は1,115人、老年人口比率は44.5%（2015年国勢調査）となっており、人口減少、少子高齢化が進んでいる。

将来人口推計（西予市都市計画マスタープラン参照）をみると、今後も人口減少の傾向が継続する。



(2) 地区の災害リスク（災害の危険性）

①地震・津波

南海トラフ地震が発生した際には、俵津地区は、震度 6 強の揺れにみまわれるとともに、津波（最高津波水位 9.3m（三瓶港））によって、集落の大部分が 3.0～5.0m の津波浸水の被害を受ける可能性が示されている。



俵津地区 津波危険マップ

■津波危険マップの注意

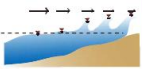
○この津波危険マップは、想定する最大規模の津波を引き起こす地震を想定して、発生する津波の高さを予測し設定したものです。

○しかし、想定よりも大規模な地震や震源の位置によっては浸水範囲が広がり、被害が拡大する可能性がありますので、ご自身の目安と考えて下さい。

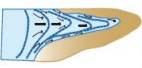
○地震を感じなくても津波が来ることがあるので、津波警報などが出されたら海岸付近では十分な注意が必要です。警報がなくても大きな揺れを感じたらすぐ海岸から離れましょう。

■津波の高さ

水深が浅くなると、津波は速度を落とし、その分波高が急激に高くなります。さらに、遠浅の海岸では、段波状になったり、V字型の溝では、波高が急激に高くなったりします。また、湾内では、波高が増幅して高くなることもあります。



水深が浅くなると津波の速さが遅くなり、後ろからの波が覆い被さるようになります。



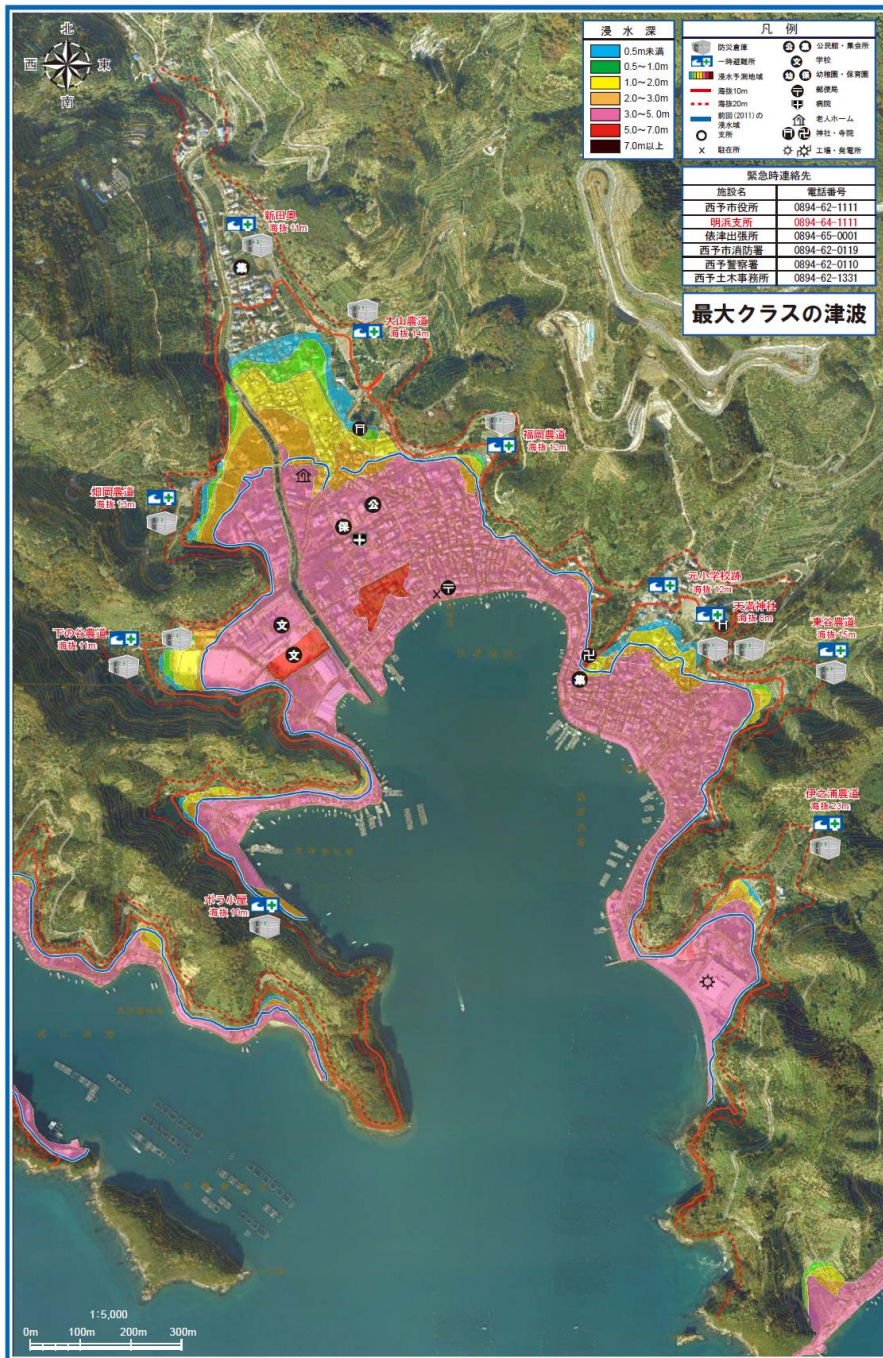
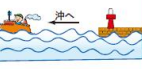
■津波の周期

津波の周期は、約10～30分（台風時の高潮はせいぜい数10秒）と非常に長く、少しでも開口部があれば、そこから広く浸水し、被害を拡大させることになります。



■津波の波長

津波の波長は、約10kmと非常に長いので、沖合では津波を感じられないこともあります。水深が50m以上の海域では、船舶への被害が少ないため、時間的な余裕さえあれば、船舶の沖出しも可能です。



緊急時連絡先	
施設名	電話番号
西予市役所	0894-62-1111
明浜支所	0894-64-1111
俵津出張所	0894-65-0001
西予市消防署	0894-62-0119
西予警察署	0894-62-0110
西予土木事務所	0894-62-1331

最大クラスの津波

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5千分1国土基本図及び電子地形図2500を複製したものである。（承認番号平25復、第766号）

図：西予市津波危険マップ

②風水害

俵津地区は、3方を山に囲まれた地形であり、土砂災害（特別）警戒区域が多数存在しており、土砂災害の危険性が高い地域である。



図：西予市総合防災マップ



ポイント：身の回りの危険を知る！

西予市では、西予市総合防災マップや西予市津波危険（ハザード）マップを作成し、住民の皆様に配布を行っています。また、誰もがみることができるように、ウェブサイトでもハザード情報を公開しています（下記のアドレス参照）。

西予市公開マップ：<https://apps01.chklab.com/LG382141/SeiyoMap/>
各種の防災マップ等を確認・入手し、ご自分の身の回りの災害リスク等を確認しましょう。

③平成 30 年 7 月豪雨災害

平成 30 年 7 月豪雨災害においては、脇川の土砂災害や下ノ谷（明浜中学校裏）の急傾斜が崩壊するなどの甚大な被害が発生した。

■建物被害（り災証明交付件数）

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
俵津地区	1	0	3	35	39
明浜町	6	1	30	116	153
市全体	303	152	393	519	1,367



土砂の流出（脇川）



急傾斜地の崩壊（下ノ谷地区）

4. 地震・津波災害が発生した時の避難のあり方

(1) 避難行動の流れ

大規模地震が発生した際の、避難行動の流れを下記に示す。下記の流れを基本に、地震・津波災害が発生したとしても、住民一人ひとりの命を守ることを最優先とした行動を行う。



図 避難行動の流れ

(2) 避難行動別の留意点等

地震発生

○ 緊急地震速報（緊急速報メール）

緊急速報メールは、NTT ドコモ、KDDI（au）、ソフトバンクのメール配信サービスの一つで、対応機種の携帯電話やスマートフォンへ、特定エリアごとに、直接、緊急地震速報や津波警報、災害・避難情報を一斉に配信するもの。

ただし、地震の揺れの到達までに緊急地震速報が間に合わない場合もある。

発生直後

① まずは身の安全を守る

依津地区で想定されている震度 6 強の揺れは、立っていることができない状況になる。また、固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりするおそれがある。

そのため、丈夫な机やテーブルの下にもぐり、机などがずれないようにしっかり脚を握る行動をとる。

ポイント：木造住宅の耐震化等を進める！

大規模な地震の揺れから命を守るためには、家屋の倒壊や家具の転倒を防止することから始まります。また、家屋の倒壊等は、避難経路の障害等となり、地域の方々の安全確保にも大きな影響を与える可能性があります。

西予市では、木造住宅の耐震化等に向け、以下のような支援制度を行っていますので、対象となる方におきましては、積極的な活用をご検討ください。

- 木造住宅耐震診断費用の一部を補助（補助対象経費の 3 分の 2 以内で最高 2 万円を限度）
- 木造住宅耐震改修工事費用の一部を補助（補助対象経費以内で最高 114 万円を限度）
- 家具転倒防止対策費の補助金（補助対象経費の 2 分の 1 で 1 万円を限度）

※詳細は、西予市建設課又は危機管理課にお問い合わせください

② 次の揺れに備える

揺れがおさまったら、戸を開けて出入り口を確保する。大きな揺れの場合、ガスやストーブの火に近づくのは危険なので、揺れがおさまってから火を消す。また、家族が家具などの下敷きになっていないか、ケガをしていないか、トイレなどに閉じ込められていないか確認する。

余震や避難に備え、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とし、事前に準備している非常時の持ち出し品を持つ。

③ 津波警報等の情報を確認する

テレビやラジオ、防災行政無線等からの防災情報を確認する。停電によりテレビ等がみられない事態も想定され、大きな揺れや弱くても長時間の揺れを感じた場合は、速やかに避難する。

④ 津波に備えて避難する

地震発生直後の海面±20cmの変動が生じる時間は7分程度（三瓶港）となっているが、俵津地区で津波浸水が始まる時間は、地震発生から40～50分程度と想定されている。そのため、俵津地区においては、速やかに避難行動を行えば、津波災害から確実に人命を守ることが可能であり、回りへ声掛けを行いながら、指定緊急避難場所等へ避難を行う。

なお、避難は原則、徒歩とする。

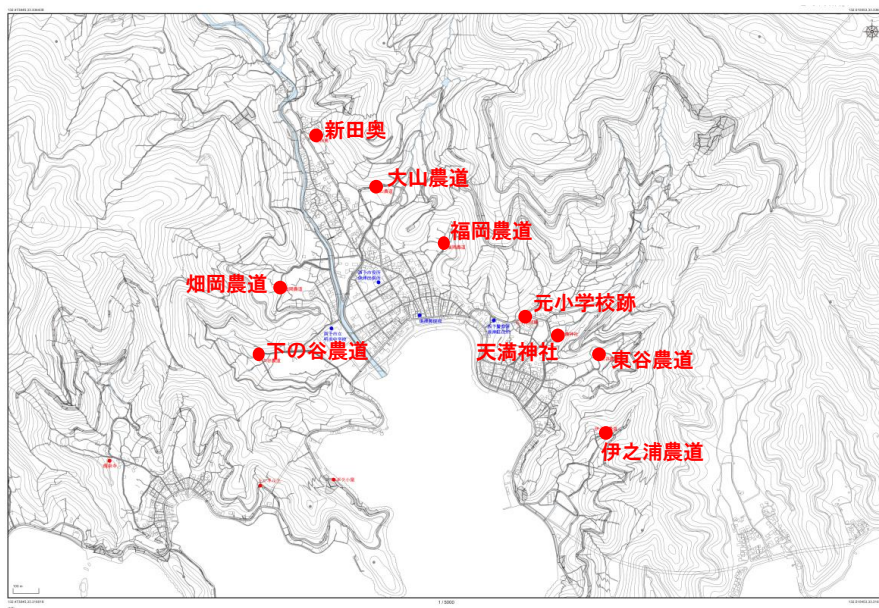


図 指定緊急避難場所

■ 指定緊急避難場所について

俵津地区では、東谷農道、天満神社、元小学校跡、福岡農道、大山農道、新田奥、下の谷農道、畑岡農道、伊之浦農道が指定緊急避難場所となっている。

基本的には、各地区で決めた避難場所への避難を優先することとするが、家屋の倒壊等により避難経路が通れなくなる事態が発生する可能性もあることから、複数の避難場所を把握しておく。

■ 避難経路について

避難経路は、自宅から指定緊急避難場所まで最も短時間で到達できる経路を基本としながら、以下の点に留意して、安全性の高い経路を確認する。

- ✓ 家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されている。
- ✓ 津波が予測よりも早く到達する可能性があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路を利用することはできる限り避ける。
- ✓ できる限り、津波の進行方向と同方向（海岸から離れる方向）へ避難する道路を利用する。

また、指定緊急避難場所と同様に、複数の避難経路を想定しておく。

表 地区別の指定緊急避難場所

指定緊急避難場所	避難対象地域
東谷農道	俵津1区、俵津2区
天満神社	俵津2区
元小学校跡	俵津3区
福岡農道	俵津4区、俵津5区、俵津6区
大山農道	俵津4区、俵津5区、俵津6区、俵津7区、俵津8区
新田奥	俵津9区
下の谷農道	俵津7区、俵津8区
畑岡農道	俵津7区、俵津8区
伊之浦農道	俵津1区



東谷農道



天満神社



元小学校跡



福岡農道



大山農道



新田奥



下の谷農道



畑岡農道



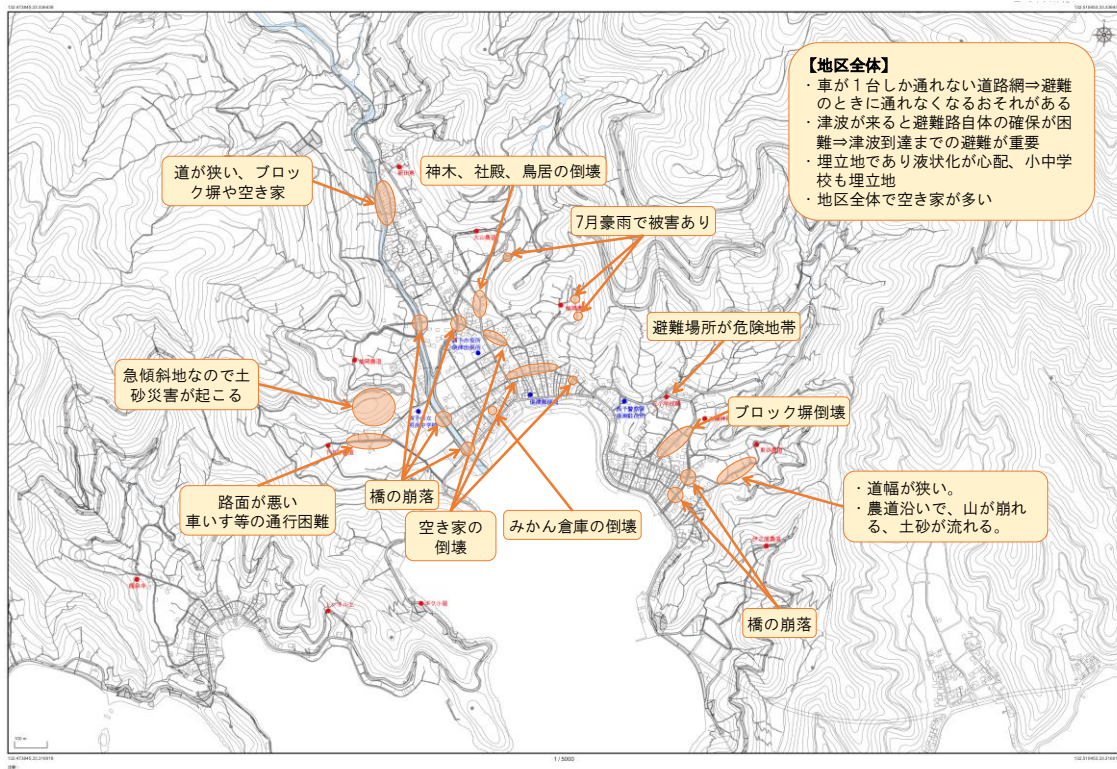
伊之浦農道



ポイント：避難経路の安全を確保する！

依津地区は、古くから発展してきた集落であり、地区内は木造住宅が多く、細街路によって構成されており、災害に対して脆弱な町並みとなっています。

愛媛大学が実施した事前復興 WS においても、地区内の避難経路における阻害要因として、多数の空き家やブロック塀があげられ、災害が発生する前に対策を進めていく必要があると指摘されています。



図：事前復興 WS にて意見の出た避難路の阻害要因

西予市では、安全な避難路の確保等に向け、以下のような支援制度を行っていますので、対象となる方におきましては、積極的な活用をご検討ください。

- 危険家屋除却費用の一部を補助（補助対象費用の5分の4以内で、最高80万円を限度）
- ブロック塀等安全対策事業（補助対象費用の3分の2以内で、最高30万円を限度）

※詳細は、西予市建設課又は危機管理課にお問い合わせください

■避難行動要支援者等の避難の支援

避難行動要支援者等の避難においては、地区住民の協力が不可欠であり、以下のような取り組みを進めていく。

(1) 避難行動要支援者等の把握

市から提供される避難行動要支援者名簿の適正な管理のもと、俵津地区内の避難行動要支援者等を把握する。名簿に記載されていない配慮者等がいらっしゃる場合は、名簿への登録を促す。

(2) 支援できる人の把握（昼／夜）

避難行動要支援者の住まい等を踏まえ、自主防災組織や民生児童委員、市の担当部局等が連携し、避難を支援できる近所の人などを把握し、支援者として依頼する。なお、支援者は、昼・夜で対応の可否が異なることが想定されるため、必要に応じて時間帯に応じた支援者を確保する。

(3) 一人ひとりの支援方法等を決めておく

支援者の状況等に応じた搬送方法を想定しておくなどの検討を進める。

津波到達（概ね 40～50 分）

約
50
分
以
降

⑤ 津波が収束するまで滞在する

はじめの津波の到達から半日近く、津波が繰り返し押し寄せることがある。また、余震の発生などによる新たな津波の発生も懸念される。

そのため、基本的には津波警報等が解除されるまでは、指定緊急避難場所で滞在する。

ポイント：一定期間の滞在を想定した備蓄等の準備！

津波が収束したとしても、津波によって集落が壊滅的な被害を受け、道路網等が寸断する事態が発生する可能性があります。

一定期間（一週間をめぐ）の指定緊急避難場所での滞在も想定して、備蓄倉庫への備蓄や個人での非常時持ち出し品等の準備を行うことが重要です。

西予市では、自主防災組織が行う防災活動や防災整備に対して補助を行っていますので、積極的な活用をご検討ください。

- 防災拠点整備事業（防災テント、防災倉庫の購入費用、一時避難場所や避難路の整備費用等）…費用の 3 分の 2 以内で、最高 20 万円を限度
- 防災活動支援事業（防災時機材の購入費用、防災訓練、防災学習会の実施費用）…費用の 3 分の 2 以内。ただし世帯数によって上限あり

※詳細は、西予市危機管理課にお問い合わせください

津波収束（津波警報の解除等）（概ね半日）

半日以降

⑥ 地域や自宅付近の安全を確認

余震が発生して更なる建物被害が発生する可能性もあることから、倒壊しそうな家には近づかないなど、十分な注意をしながら地域や自宅付近の安全を確認する。

また、自宅において揺れや津波等の被害が確認できない場合でも、水道や電気等のライフラインが被害を受けている可能性もあり、その確認を行う。

なお、当初の安全確認の段階にあたっては、それぞれの指定緊急避難場所に避難してきた人の中で担当者を選定するなど、むやみに津波浸水想定区域内や被害のあった集落内に入らないような配慮を行う。

⑦ 避難所等へ避難

自宅が被災して帰宅できない場合には、市災害対策本部と連絡をとり、避難する指定避難所を確認する。また、指定避難所への移動についても市災害対策本部に確認し、地区の避難者がまとまって避難できるようにする。

なお、電話（携帯電話を含む）が不通の場合は、消防の IP 無線機や衛星携帯電話等により連絡をとる。



ポイント：地区外（宇和町）の避難所への避難を想定！

依津地区には、一定期間、避難生活を送るための指定避難所として、依津公民館や明浜小学校、明浜中学校等が指定されていますが、津波浸水想定区域内にあることから、津波災害時には使用できない状況にあります。また、明浜町内全体の中で、津波浸水想定区域外にあり耐震化されている施設としては、明浜歴史民俗資料館のみとなっており、明浜町内で全ての避難者を受入れる避難所を確保することは困難な状況にあります。

そのため、宇和町内の指定避難所（28箇所：学校、公民館、保育所等）にて避難者を受入れることを想定しています。

注意！ 俵津地区の指定避難所

俵津地区内で指定されている避難所は、大雨時等においては利用可能です。災害種別に応じて利用可能な指定避難所があることをご理解ください。

指定避難所	所在地	災害種別				
		洪水	土砂	高潮	地震	津波
明浜小学校	明浜町俵津 8-316					×
明浜中学校	明浜町俵津 8-316-1					×
俵津公民館	明浜町俵津 3-283					×
明浜老人福祉センター	明浜町俵津 3-274					×
俵津文楽会館	明浜町俵津 2-996-2					×
俵津保育所	明浜町俵津 3-274					×



ポイント：避難所運営への積極的な参画！

南海トラフ地震といった大規模災害が発生した際には、市職員は、災害復旧等の対応に追われ、避難所等の運営に主体的に係ることが困難な状況が生じるものと想定されます。

そのため、住民が主体となった避難所運営が求められることから、避難所運営への積極的な参画を行うことが重要です。

半
日
以
降

⑦' 帰宅する

自宅の安全が確認できた場合は、速やかに自宅に帰宅する。

また、自宅において揺れや津波等の被害が確認できない場合でも、水道や電気等のライフラインが被害を受けている可能性もあり、その際は、避難所等への避難を行う。

5. 平常時の活動

(1) 日頃の備え

① 家庭内備蓄

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、道路が閉塞し、救援物資等が届かない状況に陥ることが想定される。

そのため、家庭内備蓄を「最低でも3日分、できれば7日分」行うように努める。

備える方法としては、いわゆる災害用品を買い込んで、定期的に交換する方法や、日常生活の中で使っているものをちょっとだけ多めに買って使ったら買い足していく方法などがあり、無理をせず、自分に合った備えを行うよう努める。

② 孤立対策

俵津地区は、孤立の可能性があることから、隣近所や自主防災組織で孤立集落への対応を話し合い、備蓄が必要な機材や物資、備蓄場所、管理方法などを検討する。

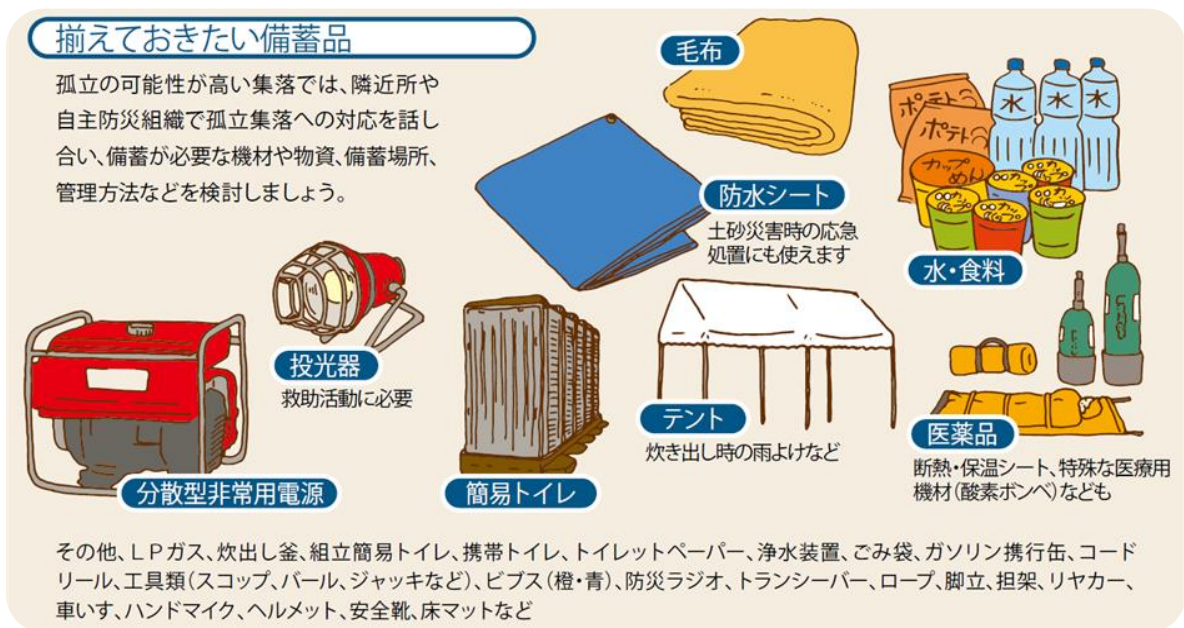


図 備蓄品の一例

③ 防災活動への参加

地域の防災訓練をはじめとした防災活動に住民一人ひとりが積極的に参加する。

また、地域コミュニティが地域の防災力の向上につながることから、日頃から地域活動に参加し、助け合える関係性を構築する。

④ 家族での防災会議の開催

家族一人ひとりの防災意識を高めるためにも、まず家族で防災について話し合う「防災会議」を開催する。

家の中の危険箇所や避難場所、持ち出し品を確認するとともに、大規模災害時において家族が離れ離れになった際の安否確認の方法や集合場所などを確認する。



⑤ 家具・家電の固定

建物の倒壊が防げたとしても、家具や家電の転倒・落下によりケガをしたり、逃げ道をふさがれたりすることがある。家具・家電を固定したり、配置を工夫したりするなどして、家の中の安全を確保する。



⑥ 耐震診断・耐震改修

阪神・淡路大震災（1995年）の犠牲者の8割以上が「家屋・住宅の倒壊による圧死・窒息死」であったことを考えると、地震に強い家に住むことがどれほど重要かわかる。特に昭和56年以前の建物は古い耐震基準で建てられているため、強度不足が懸念される。今すぐ専門家による耐震診断を行い、強度不足と判断されたら、耐震補強工事などの対策を行う。

誰でもできるわが家の耐震診断 耐震診断チェックシート

- Q1 昭和56(1981)年5月以前の建物である
- Q2 大きな災害に遭遇したことがある
- Q3 増築を2回以上したことがある
- Q4 老朽化している。または白蟻の被害がある
- Q5 建物の平面がL字やT字など複雑な形である
- Q6 一辺が4m以上の大きな吹き抜けがある
- Q7 1階と2階の壁面が一致していない
- Q8 1階外壁の東西南北のうち、壁が全くない面がある
- Q9 比較的重い屋根葺材で、1階に壁が少ない
- Q10 基礎が鉄筋コンクリートの布基礎、ベタ基礎、杭基礎以外である

必要なら耐震補強をしよう

屋根の軽量化	瓦をスレートや鉄板などの軽い材料に替える。
腐朽部分の補強	劣化した部材を部分的に取り替え、接合部をプレートなどで補強する。
接合部の補強	火打金物、制震金物、筋かいプレート、山形金物などで補強。
基礎の補強	無筋コンクリートに、新たに鉄筋コンクリートの基礎を抱き合わせる。
壁の補強	壁に筋かいを入れる。耐力壁の量を増やしたり、バランスよく配置する。

⑦ 南海トラフ地震臨時情報

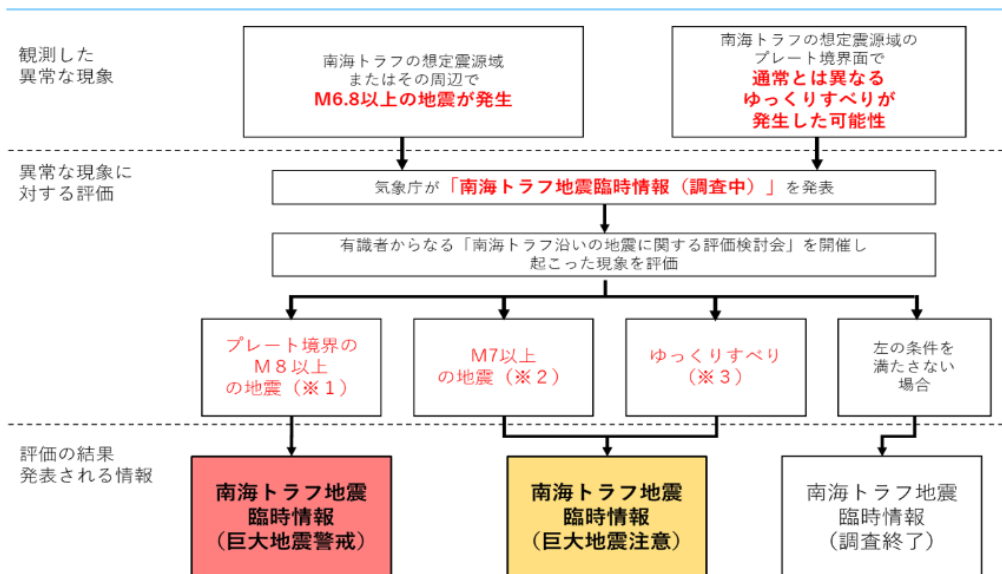
南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」とする）は、南海トラフ沿いで一定規模以上の地震が発生した場合など、南海トラフ地震の発生する可能性が、通常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁より発表される。

伊津地区においては「伊津 7 区」が、臨時情報（巨大地震警戒）が発表時に事前避難が必要となる「事前避難対象地域」となっており、対象の避難施設は「宇和高校体育館」である。

ポイント：南海トラフ地震臨時情報の種別及び発表の流れ

南海トラフ地震臨時情報		発表条件
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
キーワード	調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		発表条件
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ■ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

臨時情報発表の流れ



（図：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」より）

(2) 自主防災組織の役割の周知

自主防災組織は、平常時及び災害時における「共助」で重要な役割を担う。地域住民、一人ひとりが、自主防災組織の一員として、積極的に各種の防災活動等に参画する。

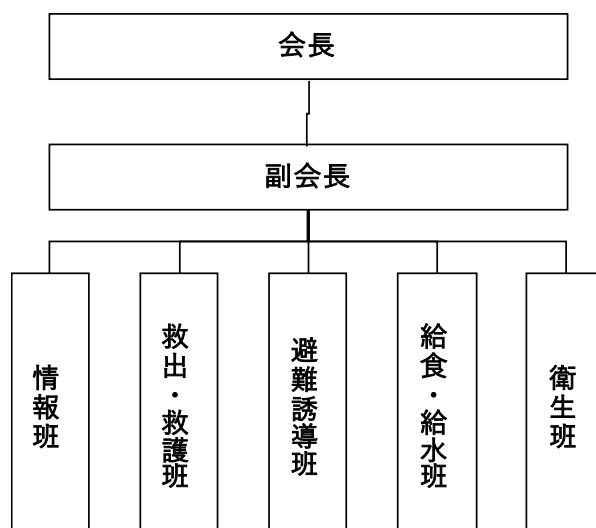


図 自主防災組織の体制の一例

表 各班の役割 (一例)

班	平常時	災害発生直後 (避難時)	長期避難生活 (避難所等)
会長	防災活動の総括	避難の総括	避難所運営リーダー
副会長	防災活動の総括補佐	避難の総括補佐	避難所運営補佐
情報班	防災意識の啓発 広報活動 防災マップの作成	災害情報の伝達 被害情報の把握 防災機関との連携	避難者の情報管理 名簿の管理、更新 情報収集、提供 防災機関との連携
救出・救護班	救出用資機材の点検 危険個所の把握 救出・救護訓練	負傷者の把握 救出・救護活動	避難者の健康管理 傷病者の把握
避難誘導班	避難場所・経路の周知 要配慮者の把握 避難訓練	避難場所・経路の安全 確認 避難誘導	避難者の受入
給食・給水班	食料・水の備蓄 給水拠点の把握 炊き出し訓練		物資調達と配分 炊き出し
衛生班	簡易トイレ等の備蓄		災害ごみの処理に関する 指示 し尿処理（仮設トイレ 等）対策の適正管理

災害発生直後における、自主防災組織のとりべき行動について、以下のように整理する。

① 災害時における情報収集・伝達（主に情報班の活動）

防災行政無線（戸別受信機）などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達する。

また、地区の被災状況や負傷者の情報などをとりまとめ、市災害対策本部との連絡手段を確保し、報告を行う。

② 初期消火（住民の共助による活動）

火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。あくまで、初期消火であり、無理をせず、消防団員や消防署員の到着後は、その指示に従うこととする。

③ 避難誘導（住民の共助による活動、主に避難誘導班の活動）

自らが率先避難者となるとともに、回りの人への声掛けや呼びかけを行うなど、地区の住民が避難を行うように努める。

避難場所までの経路が、家屋の倒壊等によりふさがっていた場合は、周りの避難してくる方にも声をかけながら、避難できるルートへの誘導に努める。

④ 救出・救助、救護活動（住民の共助による活動、主に救出・救護班の活動）

自分自身の安全の確保に配慮しながら、協力して負傷者や倒壊した家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行う。なお、津波浸水が始まる時間（40分～50分）を意識した活動時間とする。

重傷者等がいる場合には、消防機関や市災害対策本部に連絡をとり、救護所等への搬送の手配などに努める。

6. わが家の津波避難計画の作成

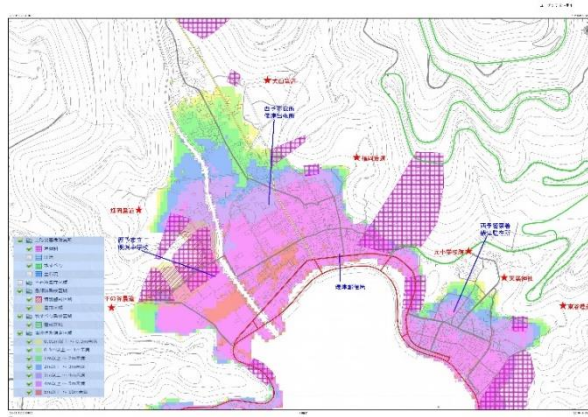
地区の各世帯で、家族防災会議を実施し、「わが家の津波避難計画」の作成を通じて防災意識を高めることとする。

ステップ①：自宅の場所の確認

- ・ あなたの自宅の場所を地図に記載してください。

ステップ②：自宅の災害リスクの確認

- ・ あなたのご自宅の災害の危険性を確認してください。



※市の総合防災マップや津波避難マップをご確認ください

- ・ 津波の被害がある場合は、何m程度の浸水深が想定されているのかも確認してください。

ステップ③：指定緊急避難場所の確認

- ・ 大規模地震が発生し、津波からの避難を行う際の避難場所を確認してください。
- ・ 避難場所については、3つ程度まで候補を確認してください。

ステップ④：避難経路の確認

- ・ 自宅から避難場所までの経路を記入してみてください。
- ・ （後日等に）避難場所まで歩いてみて所要時間を確認してください。

ステップ⑤：避難経路で気になる点の確認

- ・ 避難経路上で気になる点を確認し、図上に記載してください。

※空き家、ブロック塀、倒木、がけ崩れ 等

ステップ⑥：安全な避難経路の確認

- ・ 気になる箇所を通らずに避難場所へ行くことができるルートがあるか確認してみましょう。
- ・ （後日等に）そのルートで避難場所まで歩いてみて所要時間を確認してください。

ステップ⑦：家族間のルール等

- ・ 災害が発生した際の避難方法や連絡の取り方などを話し合ってください。

家の津波避難計画

【ステップ②】あなたのご自宅の災害の危険性

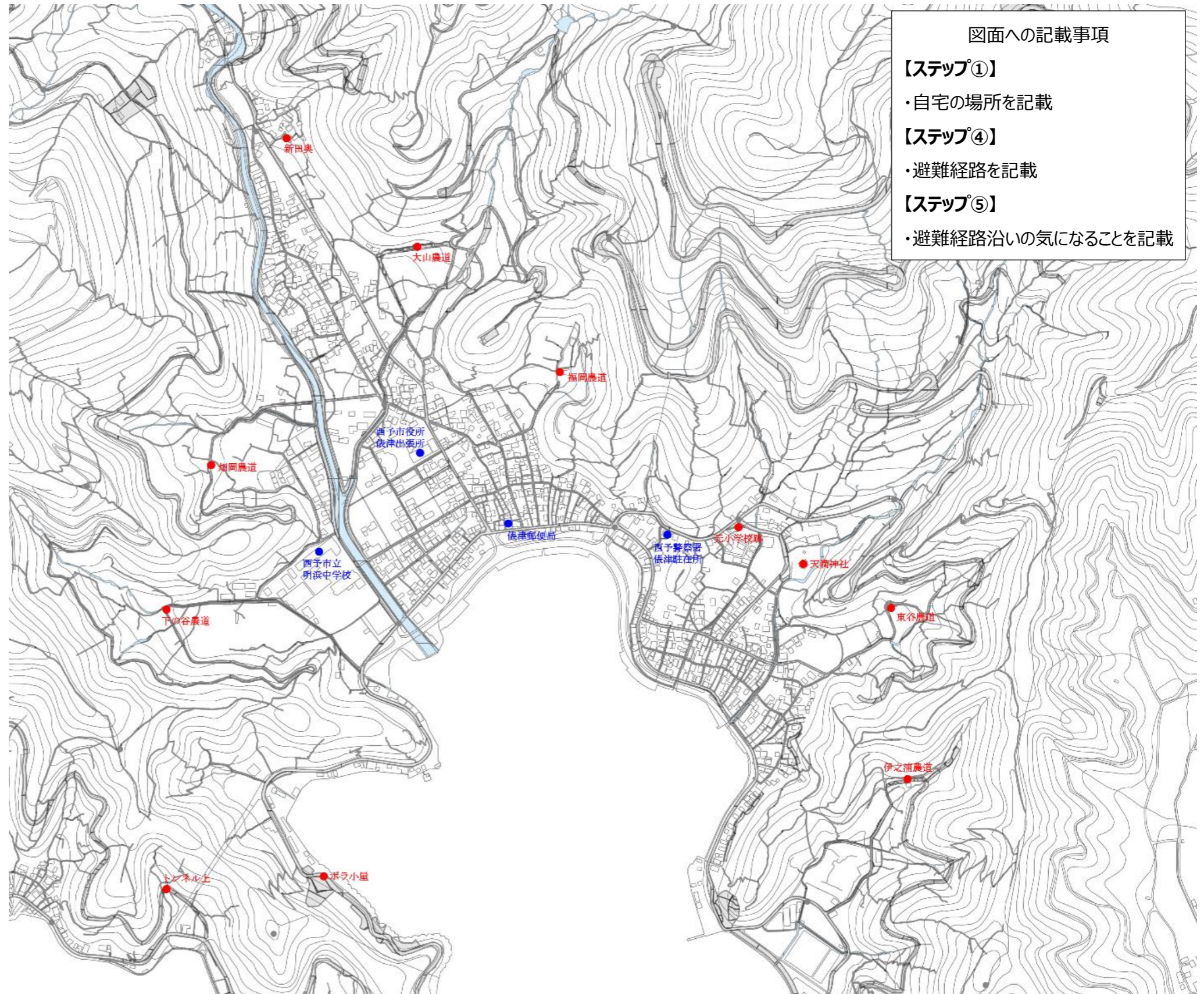
災害種別	危険性 あり or なし
津波	ありの場合（浸水深 m）
土砂災害	
その他	

【ステップ③、④、⑥】指定緊急避難場所と経路

	避難場所名	所要時間 (通常)	所要時間 (安全な経路)
第1候補		分	分
第2候補		分	分
第3候補		分	分

【ステップ⑦】家族間のルール等

項目	家族防災会議の結果
津波からの避難における留意事項等	
災害時の持出品	
家族が離れているときの連絡方法	
隣近所で支援が必要な人への支援方法等	
その他	



7. 事前復興まちづくり

(1) 発災から自宅の再建までの流れ（命が助かった後を考える）

南海トラフ巨大地震が発生し、集落が壊滅的な被害を受けた際には、避難所生活や応急仮設住宅等での長期の避難生活を強いられる可能性がある。まちの再建には時間を要すことから、自分の生活を取り戻すには、長い期間（2年以上）かかることが想定される。

また、大規模災害からの復旧・復興においては、俵津地区からの人口流出を防止し、速やかな復旧・復興を図るためにも、復興に向けた備え（＝事前復興）を検討する必要がある。

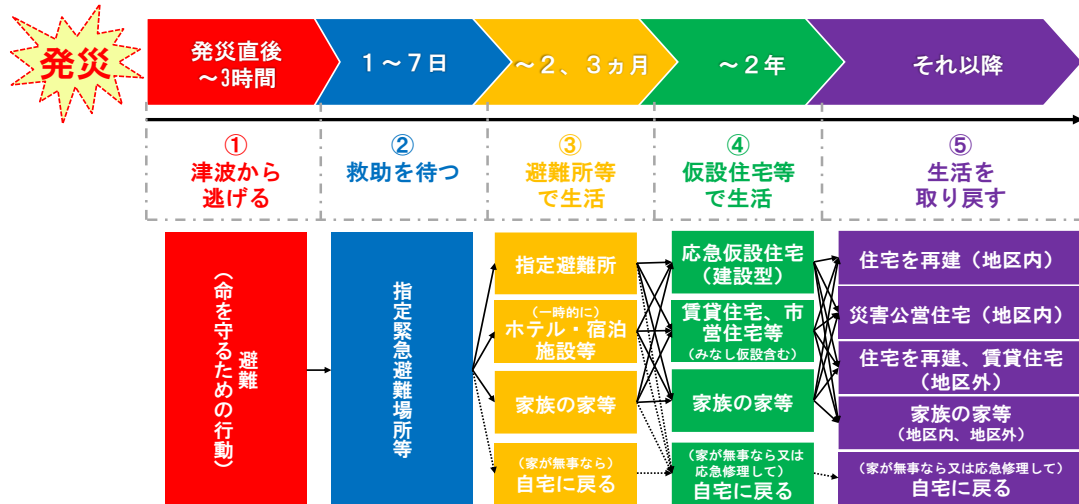


図 発災から自宅再建までの流れの一例

■ 住宅の再建では、地区内に戻りたいという意向が高い！

下に示した図は、愛媛大学が実施した事前復興 WS において、災害が発生してから、生活を取り戻すために、どのような場所で暮らすかをお聞きした結果である。

多くの住民の方が、地区内に戻ってきたいと考えており、地域の速やかな復旧・復興が重要と言える。



図 再建までの時間経過に応じた生活の場に関する意向（事前復興 WS の結果）

(2) 「応急仮設住宅等で生活」の段階における留意事項

俵津地区及び明浜町では、応急仮設住宅の適地が限られており、避難所生活と同様に、宇和町等で応急仮設住宅を確保することになる可能性がある。

応急仮設住宅の生活期間は、2年程度（状況によってはそれ以上）が想定されることから、その期間の生活を想定しておくことが必要となる。

■ 応急仮設住宅とは

応急仮設住宅（みなし仮設含む）は、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、基本的に無償で提供される。

賃貸住宅等を借り上げて応急仮設住宅として利用（みなし仮設）することもある。



図 平成 30 年 7 月豪雨災害の応急仮設住宅（左：野村地区、右：明間地区）

① 応急仮設住宅の建設候補地

南海トラフ巨大地震によって、集落が壊滅的な被害を受けた際には、一定の期間、俵津地区での生活は困難な状況になることが想定される。特に、応急仮設住宅の建設地に適した公有地（まとまった敷地、災害のリスクがない土地、ライフラインの整備が容易な場所等）がないことから、多くの住民が宇和町等での長期生活となる可能性があることを理解しておく。

一方、俵津地区には、柑橘栽培を主とする農業者が多いことから、地区外に居住の場を確保することで、仕事への負担が大きくなることが想定される。

三方を山で囲まれた地形であり、厳しい地形条件ではあるものの、応急仮設住宅として活用可能な民有地等について、住民や地域で検討を行うことも重要である。

■生活の場における課題等

愛媛大学が実施した事前復興 WS にて、応急仮設住宅等で生活する期間において想定される課題等について、住民の意見も踏まえつつ整理した結果を以下に示す。

生活の場	想定されるメリット	想定されるデメリット
応急仮設住宅 (建設型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人が負担すべき維持管理に必要な経費以外は、無償で提供される ・ 基本的には、地域の方といっしょに生活できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の修繕を行う方（半壊程度の人）は対象外となる ・ 公有地では俵津地区内での確保が困難（＝宇和町等での生活となる）
賃貸住宅、市営住宅等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかな入居が可能 <p>【みなし仮設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定金額までの家賃は基本的に無償（同居人数等に応じて設定） <p>【市営住宅等の入居】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃は収入に応じて設定され、災害時には、一定期間、家賃が減免されることもある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 俵津地区内では候補となる住宅の確保が困難（＝宇和町等での生活となる） ・ みなし仮設住宅でない場合は自己負担となる
家族や親せきの家など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気兼ねなく生活することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れてくれる家族や親せきがいるか否か ・ 長期間の避難生活の場合、相手の家族等の負担が大きくなる
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の復旧等に時間がかかる、交通手段がない等の理由から、一定期間、地区（自宅）に通えない（片付け等ができない）状況になる ・ 仕事（特に、農業・漁業）が続けられない状況になる

(3) 「生活を取り戻す」の段階における留意事項

住宅の再建においては、高台移転・かさ上げ等にて安全を確保して再建する事業制度がある。これらの復興事業を活用するためには、地域住民の合意が不可欠であり、平常時から、集落が被害を受けた後の復興まちづくりの姿（＝事前復興まちづくり）を話し合う機会を設ける。

また、災害で住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対しては、災害公営住宅の整備等により、住まいの確保が図られる。

■ 災害公営住宅とは

災害で住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、県や町が国の助成を受けて公営住宅を整備するもの。

(家賃)

- ・ 災害公営住宅の家賃は、通常の公営住宅と同様に、入居者の収入・世帯構成と住宅の規模・立地等により設定される

(収入超過及び高額所得者について)

- ・ 災害公営住宅の入居資格の緩和措置の一つに収入基準の緩和がある。これは入居時の特例措置であり、入居から3年以上経過した方で収入が高額な方については家賃が増額される。また、入居から5年以上経過した方で収入が更に高額な方については、住居の明け渡しが必要となる。

① まちの復興に向けて

東日本大震災の際には、一度、地区外や市外で居住の場を確保することで、生活再建の際に地区に戻って来ない状況が生じたと言われている。

自らの生活の再建が重要ではあるが、まちの復興も重要であり、平常時から、住民一人ひとりが、まちの復興に向けて必要なことを話し合うように努める。

② 自らの備え

被災者に対しては、応急仮設住宅や災害公営住宅等による住まいの場の確保をはじめ、被災者生活再建支援金による生活再建に対する資金面の支援制度などがあるが、いずれにしても生活再建には大きな自己負担が生じる。

そのため、地震保険へ加入しておくなど、自らの備えに努めることが重要である。

③ 地域の愛着を高める

地域の防災力を高めるためには、日常におけるコミュニティを高めることが重要であり、様々なイベントや交流機会の創出を図り、災害時の共助の基礎となる意識づくりに努める。

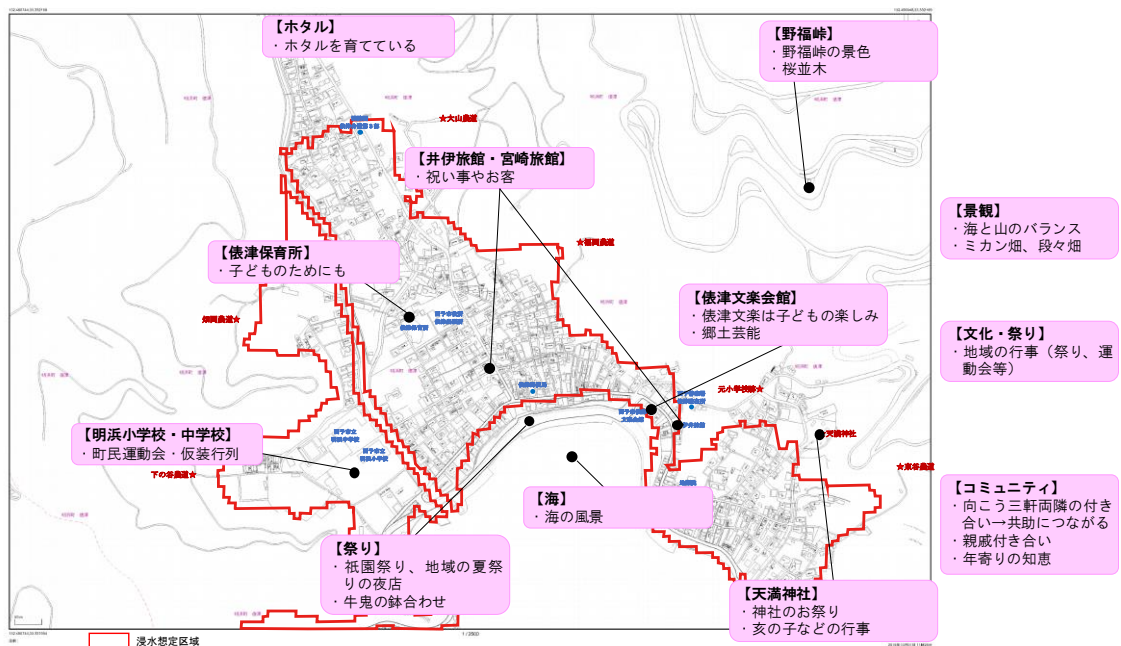
また、大規模な災害が起きたとしても、“俵津地区に戻ってきたい”という意識を持ち続けるためにも、魅力的な俵津地区のまちづくり活動等を進めていく。

■ 俵津地区の宝

愛媛大学が実施した事前復興WSにて、俵津地区の「思い出」や「災害から守りたいもの」を聞いたところ、以下のような「俵津の宝」があげられた。

引き続き、これらの「俵津の宝」を守り、育てるとともに、災害から守るために今できることを考えていくことが重要である。

【俵津地区の宝】



8. 計画の見直し等

(1) 地区住民への計画の周知

地区防災計画の主旨として、地区住民一人ひとりの防災意識を高め、その集まりによって地域防災力の向上につなげていくことが重要である。そのため、様々な機会を通じて、計画に関する地区住民への周知に努める。

また、避難訓練等への住民の参加を促すとともに、防災や事前復興まちづくりに関する話し合いの場などを設けることによって、地域の抱える課題等を明らかにし、必要に応じて計画に反映していくものとする。

(2) 洪水等の災害への対応

今回の俵津地区防災計画は、地震・津波に特化して作成したものである。しかしながら、平成30年7月豪雨災害の被災経験があるように、俵津地区も様々な災害リスクを有している。

特に、大雨時の避難行動と地震・津波時の避難行動等は異なることから、今後、災害種別に応じた行動を検討し、計画に反映していくものとする。